

「農林水産物等輸出促進全国協議会」規約

平成 17 年 4 月 27 日制定
平成 24 年 11 月 14 日改定
平成 27 年 10 月 30 日改定
令和 2 年 12 月 11 日改定
令和 3 年 12 月 10 日改定

(名称)

第 1 条 本会は、農林水産物等輸出促進全国協議会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、我が国の高品質で安全な農林水産物・食品の輸出を一層促進するため、関係者一体となった取組を推進することを目的とする。

(会員)

第 3 条 会員は、本会の目的に賛同する関係団体、地方公共団体、関係府省等により構成する。

(活動)

第 4 条 本会は、会員の合意に基づき、次の活動を行う。

- (1) 農林水産物・食品の輸出に関する情報の収集・分析及び共有化
- (2) 農林水産物・食品の輸出に係る普及啓発及び広報
- (3) 輸出促進に関する方策の検討及び実施
- (4) 本会の会員による取組の連携・調整
- (5) 本会の活動に関係する組織との連携
- (6) その他

(役員)

第 5 条 本会に、名誉会長及び会長を置く。

2 本会に、顧問を置くことができる。

(幹事会)

第 6 条 本会の下に、幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成する。幹事については、必要に応じて追加等の変更を行うことができる。

(事務局)

第 7 条 事務局は、農林水産省輸出・国際局輸出企画課に置く。

(その他)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は幹事会が定める。